

<空気調和機器 更新工事の補助について>

※ 住宅を改装・増築・建替した場合は、補助対象とならない場合がありますので、環境政策課へお問い合わせください。

令和5年4月1日から創設【4回目の補助】(更新工事④)

更新工事③により設置した空気調和機器が、10年以上の使用により故障したり機能が失われている場合、空気調和機器を、再度、取り替える工事費の補助をします。

なお、1回目、2回目、3回目の取替工事補助とは補助要件及び内容が異なりますので 詳細については、環境政策課にお問い合わせください。

【1・2・3回目の補助】(更新工事①・②・③)

羽田空港周辺地域(※1)の防音工事・更新工事①・②により設置した空気調和機器が、10年以上の使用により故障したり機能が失われている場合、空気調和機器を、再度、取り替える工事費の補助をします。

なお、1回目、2回目、3回目で取替工事補助とは補助要件及び内容が異なりますので 詳細については、環境政策課にお問い合わせください。

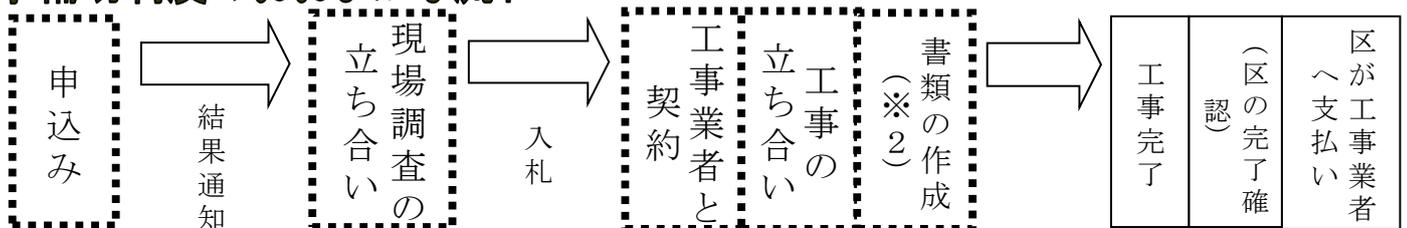
※1 対象地域 羽田空港周辺地域

町	丁目	番(住居表示街区)
大森東	一丁目	28・29
	三丁目	16~20・25~28
	五丁目	2~6・10~20・23~33・37
大森南	二丁目	5~8・24・25
	三丁目	5~10・19~22・32・33
	四丁目	全域
	五丁目	全域

町	丁目	番(住居表示街区)
平和島		全域
東糀谷	六丁目	全域
羽田旭		9~16
羽田	三丁目	3・8~12・18~25・30・33~36
	四丁目	4・5・11~14・21・22
	五丁目	全域
	六丁目	全域

工事補助制度のおおまかな流れ

⇒申込者に行っていただく内容です。



※2 補助金交付のため、いくつかの書類に押印し、提出していただく必要があります。

※ 更新工事は年2回実施予定です。工事時期及び申込み締切日は環境政策課へお問い合わせください。

※ 現場調査を行う業者、工事を行う業者は大田区からお知らせが届きます。

※ 工事費は国と大田区で原則、全額補助します。(実費負担をしていただく場合があります。)

申込方法

<提出書類> 空気調和機器更新工事①・②・③・④補助申込書

(補助申込書は下記の各特別出張所、環境政策課にあります。大田区HPからダウンロードも可)

<提出先> 入新井、大森西、大森東、糀谷、羽田の各特別出張所へ持参、又は環境政策課へ郵送もしくは持参

お問い合わせ

大田区 環境政策課 環境政策担当(美化・空港周辺対策)

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 本庁舎8階